

日弁連は「弁護士から警察への依頼者密告制度」に反対しています。

あなたは一年前に不動産業者から買った土地を売ろうとしています。そこにヤミ金融業者がずいぶん高い値段を付けて買いにきました。ちょっと心配になったあなたは、その取引について弁護士に立ち会ってもらいました。取引が終わって数日後、銀行にお金を引き出しに行ったらあなたは**びっくり！** お金が引き出せなくなっていたのです。

なぜ？



●このパンフレットをご覧いただければなぜだかわかります！

『弁護士から警察への依頼者密告制度』が導入されるって？



来年、
『犯罪収益流通防止法』ができると、
弁護士さんが依頼者の秘密を警察に密告することが義務づけられるようになるかもしれないんだって！ ※1

弁護士が
警察に密告？



えっ、
弁護士が警察
に密告？それで、
密告されたら、
どうなるんだい？



※1 弁護士から警察への依頼者密告制度（ゲートキーパー制度）とは、マネー・ロンダリング対策やテロ資金対策のために弁護士、公認会計士などの専門職を金融取引の門番（ゲートキーパー）にしようとする制度のことです。



銀行



ガッソ

密告された人の銀行口座が突然凍結されたりするらしいわよ。
一応マネーロンダリング対策やテロ資金対策のために必要らしいんだけど ※2

凍結？

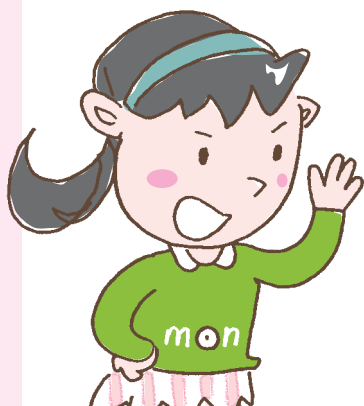
でもそれじゃ商売している人なんか、突然知らない間に銀行口座が凍結されたら、倒産に追い込まれたりする危険もあることになるよ。そんなの無茶苦茶だよ。でも悪いことしてなければ大丈夫なんでしょう？



突然、倒産？



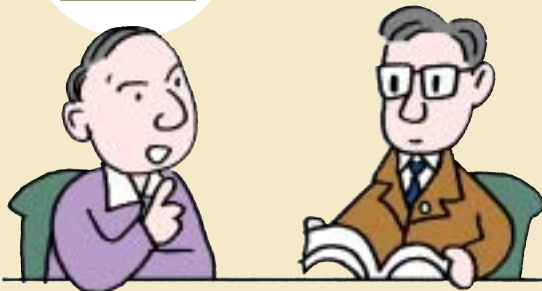
※2 組織犯罪処罰法に定められた没収保全制度といいます。既に銀行からの密告に基づいて預金口座の凍結などが実施されています。



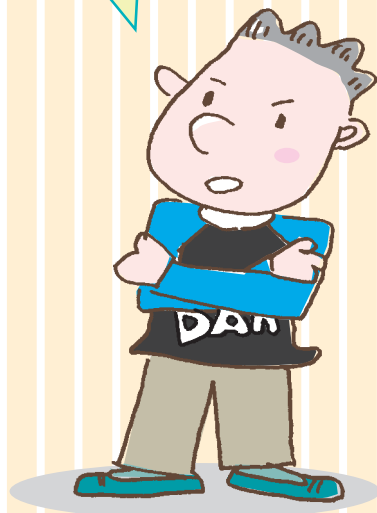
それがそうでもないらしいの。
例えば、不動産売買の立会いを
弁護士に依頼したときに、※3
犯罪収益の流通※4 やテロ資金
として利用される『疑い』がある
と見られるだけで警察に密告さ
れるらしいの。※5



不動産売買の
立会いを
弁護士に依頼



えっ？だって、弁護士
さんって依頼者の味方
だろ？その弁護士さん
が依頼者を警察に密告
するっておかしくない？

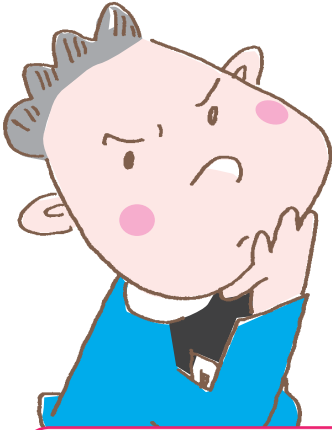


※3 このような場合は当然に守秘義務の
範囲と考えますが、捜査機関におい
ては、それと異なる解釈をするおそ
れがあります。

※4 この犯罪収益の前提犯罪としては
共謀罪法案と同様長期4年以上の刑
を定める619もの広汎な犯罪が予定
されています。

※5 OECD加盟国などで作るFATF
(金融活動作業部会)が2003年
6月に定めた改訂40勧告の中に
この制度が盛り込まれています。

どこまでが『守秘義務』？



弁護士には、**依頼者の秘密を守る義務**があるはずだろう？
密告なんかされたら、僕達は弁護士さんを信頼して相談したり、秘密を打ち明けたりできなくなるじゃないか。

あら。よく知ってるわね。
弁護士が依頼者の秘密を守ることを『守秘義務』っていうんだけど、一応守秘義務に属する事柄については報告義務（密告義務）を課せられないらしいわ。※6

依頼者の秘密を守る

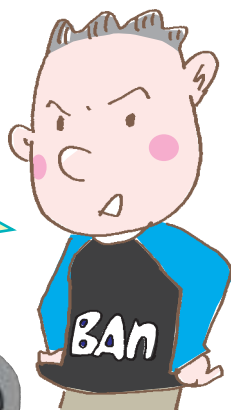
『守秘義務』



※6 弁護士法第23条『弁護士又は弁護士であった者は、その職務上知り得た秘密を保持する権利を有し義務を負う。但し、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない』、他に民事訴訟法第197条1項2号、第220条4号八、刑事訴訟法第105条、149条、刑法第134条、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第15条、弁護士職務基本規程第23条など。

『法律相談』なんてできない？

でも、相談しようとしていることが守秘義務の範囲内のことかどうかなんて、僕たちにはわからないよ。知らない間に密告されちゃうなら、危なくて、弁護士さんには何も話せなくなるよ。法律相談なんてできなくなっちゃうよね。

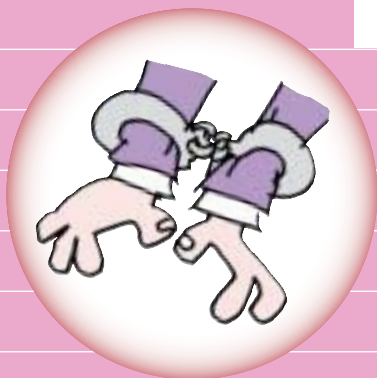


相談者を疑ってはいないけど、あの取引自体は疑わしいな…



弁護士

困ったな…でも…



↓
密告
↓



依頼者

『弁護士が警察に密告』って?!



だいたい、警察と闘って容疑者を弁護するのが、弁護士の仕事のはずなのに、その弁護士が警察に密告しなきゃいけない制度をつくるなんて、すごく矛盾してない？ ということは日本だけで起きているの？

世界各国で弁護士や弁護士会が反対運動をしているんですって。アメリカやカナダでは導入されてないようよ。ヨーロッパでは実施されているけど、ベルギーやポーランドでは、**弁護士会が制度の撤回を求めて裁判**までしているらしいわ。※7

ヨーロッパ
裁判係争中



未導入

カナダ

アメリカ

※7 この制度は最初1994年にイギリスで導入され、依頼者の疑わしい活動についての政府金融監督機関への報告義務の懈怠などが5年以下の懲役刑の対象とされたため、ソリシター（事務弁護士）が後のトラブルを恐れて依頼者の活動について些細な事実についても報告を行うようになっており、2004年のソリシターの報告は1万数千件に及んでいます。2001年のEU指令により、その後今日まで、ほとんどのEU諸国で報告制度の国内法化が実施されています。



『弁護士会からのメッセージ』

- ◎弁護士は、**マネーロンダリングやテロ活動の手助けはしません。**
万一そんなことをしたら、犯罪人として処罰されますし、弁護士会からも懲戒されます。弁護士会は、弁護士がうっかりそんなことに関与しないよう研修をしていますし、これからもそういう研修はしっかりとやっていくつもりです。
- ◎しかし、**単に疑わしいというだけで、弁護士が依頼者を警察に密告する**という制度を作るということは意味が全く違います。
- ◎弁護士の仕事には、依頼者の状況を正確に判断して、それに対して法的な助言をすることによって、依頼者に合法的な行動を取らせるという側面があります。したがって、何でも弁護士に安心して打ち明けられるようにした方が、法律がより守られる社会を作れるのです。
- ◎弁護士は、**依頼者からの信頼、市民の信頼**のうえに成り立っている職業です。ところが、依頼者を密告することが法律によって義務付けられることになれば、もはや依頼者からの全面的な信頼は得られなくなります。弁護士がときどき『**警察のスパイ**』になるのでは、弁護士の仕事は本質的に成り立たなくなってしまいます。弁護士が国家から独立して活動するという前提がなければ、民主的な司法も民主的な国家も成立し得ないのです。
- ◎私たち弁護士会は、依頼者の皆さんがこれまでどおり、何でも弁護士に打ち明けて相談できる仕組みを守るために『**弁護士から警察へ依頼者を密告する制度**』に全力で反対していきます。
ぜひ、多くの皆さんのご支援をお願いします。

日本弁護士連合会

発行
日本弁護士連合会

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL:03-3580-9841(代)
URL:<http://www.nichibenren.or.jp/>
担当：法制第二課